R2. 2

# 指定医の申請手続について

## 指定医について

- 難病の患者に対する医療等に関する法律では、医療費助成の申請に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成できるのは、知事の指定を受けた指定医に限られます。
- 指定医の指定を受けるためには、**申請が必要です**。
- 指定医には「難病指定医」と「協力難病指定医」の2種類があります。

「難 病 指 定 医」: 新規申請及び更新申請に必要な臨床調査個人票の作成が可能

「協力難病指定医」:更新申請に必要な臨床調査個人票のみ作成が可能

※知事の指定を受けた医療機関(指定医療機関)であれば、指定医でなくても医療費助成の対象となる医療を 行うことはできます。

#### 指定医の要件

- 難病指定医(新規申請及び更新申請に必要な臨床調査個人票を作成可能) 診断又は治療に5年以上従事した経験がある医師のうち、①又は②のいずれかに該当する者
  - ① 厚生労働大臣の定める認定機関(学会)が認定する専門医の資格を有すること
  - ② 知事が行う研修(※1)を修了していること
- 協力難病指定医(更新申請に必要な臨床調査個人票のみ作成可能)診断又は治療に5年以上従事した経験がある医師のうち、知事が行う研修(※2)を修了している者 (注)難病指定医の研修とは内容が異なります。
- (※1) (※2) 知事が行う研修「難病指定医研修」について、奈良県においては、従来、難病指定医養成研修会として集合研修により実施していましたが、令和2年2月以降はオンラインによる研修とし、随時受講いただける体制を整えました。(受講申込はこちらから)

#### 指定医の申請手続等

### 【申請手続】

「主たる勤務先の医療機関の所在地」が奈良県の場合は、奈良県知事へ申請していただく必要があります。 (主たる勤務先が県外の場合は、その医療機関が所在する都道府県・政令指定都市へ申請してください。)

#### ● 難病指定医(**新規**)

【専門医の資格を有する場合】

- ① 指定医指定申請書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医の資格を証明する書類の写し(申請時点で有効なもの)

#### 【難病指定医研修を受講した場合】

- ① 指定医指定申請書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 経歴書
- ④ 難病指定医研修「修了証」の写し(修了から概ね1年以内のもの)
- 協力難病指定医<u>(新規)</u>
  - ① 指定医指定申請書
  - ② 医師免許証の写し
  - ③ 経歴書
  - ④ 協力難病指定医研修「修了証」の写し(修了から概ね1年以内のもの)
- 難病指定医(更新)

【専門医の資格を有する場合】

- ① 指定医指定更新申請書
- ② 専門医の資格を証明する書類の写し(申請時点で有効なもの)

#### 【難病指定医研修を受講した場合】

- ① 指定医指定更新申請書
- ② 難病指定医研修「修了証」の写し(修了から概ね1年以内のもの)

# 【提出先】 (郵送・持参可)

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 福祉医療部 医療政策局 健康推進課 難病·医療支援係 TEL: 0742-27-8660 (直通)

## 【留意事項】

- 指定後、奈良県から指定通知書を送付します。
- <u>指定医の氏名、主たる勤務先の医療機関の名称・所在地、担当する診療科名を、県健康推進課のホームページで公示します。</u>
- 指定有効期間は概ね5年間となっています。有効期間終了までに更新の手続きをする必要があります。

申請書の様式は県健康推進課のホームページに

掲載しています。

http://www.pref.nara.jp/37481.htm